

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第四十五号

◆規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◆告示

◆示

保険医の登録

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

解除予定の保安林(三件)

教育委員会の招集

◆正誤

昭和五十五年六月鳥取県告示第四百六十五号中訂正

規則

鳥取県規則第四十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則のうち第二種県営住宅の表の緑町第六団地に関する部分の施行期日は、昭和五十五年八月二十六日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

小江尾	二〇、八〇〇円
-----	---------

を

小江尾	二〇、八〇〇円
-----	---------

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十五年八月二十六日から施行する。

（家賃等の減額）

2 この規則の施行の日の前日において現に緑町第一団地に入居している者で引き続き緑町第六団地に入居したものに係る家賃については、その額を、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に減額する。

昭和五十五年八月二十六日から昭和五十六年三月三十 一日まで	四、四〇〇円
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日 まで	八、九〇〇円
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日 まで	一三、三〇〇円
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日 まで	一七、八〇〇円

3 前項の規定により家賃が減額されることとなる者に係る割増賃料につ

いては、その額を、条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条の規定に基づき、それぞれ前項による減額後の家賃に条例附則第八項の規定により読み替えられた条例第二十一条第二項の倍率を乗じて得た額に減額する。

告示

鳥取県告示第七百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
黒田聰	鳥医第二、五一一号	昭和五十五年七月二十四日
岸野雅栄	鳥齒第三九三号	"
永見輝生	鳥齒第三九四号	"
高岡基雄		
鳥医第二、五二二号		

鳥取県告示第七百二十一号

昭和五十五年五月十三日付けで倉吉市農業協同組合から申請のあつた土地改良（半坂地区ほ場整備）事業計画及び規約については、審査した結果

適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

三

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

三

昭和五十五年八月二十二日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県役場

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十一号

昭和五十五年六月二十五日付けで北条町から申請のあつた土地改良（松神地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

昭和五十五年八月二十二日

昭和五十五年六月二十五日付けで北条町から申請のあつた土地改良（松

神地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

鳥取県告示第七百二十一号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十三号

昭和五十五年七月十五日付けで三朝町から申請のあつた岩本地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し二 縦覧に供する期間
昭和五十五年八月二十三日から二十日間三 縦覧に供する場所
東伯町役場四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百二十四号

昭和五十五年七月十八日付けで東伯町から申請のあつた岩本地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し二 縦覧に供する期間
昭和五十五年八月二十三日から二十日間三 縦覧に供する場所
東伯町役場四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

向田ノ上へ七三八、七三九（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

2 保安林として指定された目的

八頭郡智頭町大字口宇波字下モ小谷六八七、字松ジガ遙六九七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

3 解除の理由

土砂の崩壊の防備

2 保安林として指定された目的

道路用地とするため

3 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第七百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字下モ小谷六八八、字松ジガ遙六八九の一、
六九二、六九五、六九八、字ホウメウ六九九、字上ミ小谷七二八、字

鳥取県知事 平 鴻 三

三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷山五〇七の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正

誤

昭和五十五年六月鳥取県告示第四百六十五号（解除予定の保安林について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二 上 十 親見カツラガトイ 新見字カツラガトイ
頁 段 行 誤

正

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

一日時 昭和五十五年八月二十五日（月）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 鳥取県當屋内プールの管理に関する規則の制定について

2 その他